

議案第 13 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部改正について

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 3 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

消防団員の処遇改善に係る報酬等の基準の見直し等に伴い、山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（平成17年山都町条例156号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第3号を除く各号の一」を「第1号」に改める。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次に掲げるところにより年額報酬を支給する。

団長 年額 120,000円

副団長及び方面隊長 年額 96,000円

分団長 年額 72,000円

副分団長 年額 48,000円

部長 年額 42,000円

警備班長及び班長 年額 40,000円

団員 年額 37,000円

3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次に掲げるところにより出動報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 7,000円

警戒の場合 1日につき 3,000円

訓練の場合 1日につき 3,000円

講習会及び消防大会の場合 1日につき 3,000円

4 機能別消防団員には、報酬を支給しない。

第13条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等に従事する場合には、1日につき1,100円を費用弁償として支給する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

山都町消防団の定員、任命、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例(平成17年条例第156号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水火災その他の災害_____の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに、出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(給与)</p> <p>第12条 団員に、その職務と応ずる報酬を支給する。</p> <p>2 前項の報酬は、次に掲げるところによる_____。</p> <p>団長 年額 100,000円</p> <p>副団長及び方面隊長 年額 80,000円</p> <p>分団長 年額 60,000円</p> <p>副分団長 年額 38,000円</p> <p>部長 年額 32,000円</p> <p>警備班長及び班長 年額 23,000円</p> <p>団員 年額 21,000円</p> <p>3 機能別消防団員には、報酬を支給しない。</p>	<p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、前条第1号_____に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(服務規律)</p> <p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても災害(水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに、出動し、職務に従事しなければならない。</p> <p>(報酬)</p> <p>第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。</p> <p>2 団員には、次に掲げるところにより年額報酬を支給する。</p> <p>団長 年額 120,000円</p> <p>副団長及び方面隊長 年額 96,000円</p> <p>分団長 年額 72,000円</p> <p>副分団長 年額 48,000円</p> <p>部長 年額 42,000円</p> <p>警備班長及び班長 年額 40,000円</p> <p>団員 年額 37,000円</p> <p>3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次に掲</p>

(費用弁償)

第13条 団員が水火災、警戒、訓練等に従事する場合には、次に掲げるところにより費用弁償を支給する。

水火災の場合 1回につき 2,000円

警戒の場合 1回につき 2,000円

訓練の場合 1回につき 2,000円

講習会及び消防大会の場合 1回につき 1,500円

2・3 (略)

げるところにより出動報酬を支給する。

災害の場合 1日につき 7,000円

警戒の場合 1日につき 3,000円

訓練の場合 1日につき 3,000円

講習会及び消防大会の場合 1日につき 3,000円

4 機能別消防団員には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第13条 団員が災害、警戒、訓練等に従事する場合には、1日につき1,100円を費用弁償として支給する。

2・3 (略)

処遇改善（案）

【 年額報酬 】

	報酬額						
	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
現 行	100,000	80,000	60,000	38,000	32,000	23,000	21,000
消防庁標準	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000	37,000	36,500
改 正 案	120,000	96,000	72,000	48,000	42,000	40,000	37,000
増 減	20,000	16,000	12,000	10,000	10,000	17,000	16,000
団 員 数	1	4	14	14	29	109	353
年額報酬額	120,000	384,000	1,008,000	672,000	1,218,000	4,360,000	13,061,000
	(524人)	計	改正後	20,823,000円			

【 出勤報酬 】 これまでの出勤手当を見直し、出勤報酬として支給

※消防庁標準（災害に関する出勤：8,000円/日額）

	支給単位	種別				
		火災(※)	風水害(※)	警戒	訓練	講習会 消防大会
現 行(出勤手当)	定額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円
改正案(出勤報酬)	定額	7,000円	7,000円	3,000円	3,000円	3,000円

【 費用弁償 】

山都町報酬及び費用弁償条例に基づく諸費1,100円を、出勤報酬とは別に一律支給

【 支給方法 】

消防団員の個人口座へ直接支給